

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の縦覧の手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうちの焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の公告)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置の場所
- (5) 施設の種類
- (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- (9) 意見書の提出先
- (10) 意見書の提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第4条 報告書の縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 姫路市役所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 報告書の縦覧の期間は、前条の規定による公告の日から1月間とする。
(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が提出する意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 姫路市役所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 前項の意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町との協議)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該他の市町の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町の区域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。